

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則六 一二）の一部を次のように改正する。

別表第一動物愛護管理センターの項中「狂犬病予防の業務に直接従事することを常例とする者」を「狂犬病予防員として犬等の捕獲、収容及び処分に係る業務に従事することを常例とする者」に、「一」を「二」に改め、同表家畜保健衛生所の項(2)中「第三条に掲げる業務」を「第三条第一項各号に掲げる事務」に、「一」を「二」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。